

II-4-[3] 「少年補導センター運営要領」実施の協力方依頼について（抄）

〔昭和 39 年 7 月 22 日 国社第 37 号
各塗装府県教育委員会教育長あて 社会教育局長〕

総理府においては、昭和 39 年度から別添「少年補導センター補助金交付要綱（省略）」並びに「少年補導センター運営要領」にもとづき、地方公共団体が設置運営する少年補導センターのうち、他のモデルとなるものに対し、補助金を交付し、その活動を促進することになりました。

つきましては、貴都道府県内に設置された少年補導センターの業務の推進について貴教育委員会においてもじゅうぶん協力されるようお願いいたします。

別 添

少年補導センター運営要領

（センターの目的）

少年期及び青年期を対象とする社会教育の役割は、おおむね次のとおりである。

第 1 国が助成する少年補導センター（以下「センター」という）は、少年補導関係機関、団体及び民間有志者が、合同活動として、問題少年及び少年非行集団の早期発見、早期補導及び情報資料の整備等、少年の非行防止に必要な業務を行い、もって少年の健全な育成を期することを目的とする施設とする。

（業務の種類）

少年期及び青年期を対象とする社会教育の役割は、おおむね次のとおりである。

第 2 少年補導関係機関、団体及び民間有志者が、合同活動として行う業務の種類は、次のとおりとする。

1. 早期発見活動
 - (1) 街頭補導
 - (2) 少年相談
 - (3) 被害実態調査
2. 早期補導活動
 - (1) 専門機関への通告
 - (2) 補導連絡会等の会議
 - (3) 家庭に対する補導連絡
 - (4) 学校に対する補導連絡
 - (5) 職場に対する補導連絡
 - (6) 愛護指導措置
3. 情報資料の整備
 - (1) 街頭補導カード
 - (2) 問題少年グループカード
 - (3) 補導連絡カード
 - (4) 被害実態調査表
 - (5) その他の関係情報資料
4. その他少年の非行防止に必要な業務

（センター主管部局）

少年期及び青年期を対象とする社会教育の役割は、おおむね次のとおりである。

第3 (略)

(運営協議会)

少年期及び青年期を対象とする社会教育の役割は、おおむね次のとおりである。

第4 (略)

(業務計画協議決定上の留意事項)

少年期及び青年期を対象とする社会教育の役割は、おおむね次のとおりである。

第5 業務計画を協議決定するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

1. 少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する機関並びに団体と緊密な連絡協調を保ち、積極的にこれらを活用するように配慮すること。
2. 少年非行の原因となっている社会環境・及び不良集団の発見、実態把握ならびに除去について配慮すること。
3. 街頭補導は事故及び災害の発生を避けてその実効を期するために、なるべく警察職員を含めた複数で行うこと。

(職員)

少年期及び青年期を対象とする社会教育の役割は、おおむね次のとおりである。

第6 (略)

(少年補導委員)

少年期及び青年期を対象とする社会教育の役割は、おおむね次のとおりである。

第7 (略)

(少年補導委員の任務)

少年期及び青年期を対象とする社会教育の役割は、おおむね次のとおりである。

第8 (略)

(補導措置の基準)

少年期及び青年期を対象とする社会教育の役割は、おおむね次のとおりである。

第9 少年補導委員は、早期発見した問題少年が、児童福祉法第25条及び少年法第6条の規定により通告しなければならない少年（犯罪少年、14歳以上の虞犯少年ならびに保護者のない、又は保護者の監護させることが不適當な触法少年）であるときは、すみやかに家庭裁判所・児童相談所、警察等の専門機関へ通告するものとする。

ただし、不良行為少年ならびに保護者があり、又は保護者に監護させることが適当な 14 歳未満の虞犯少年及び触法少年については、補導連絡会議等において、関係少年補導委員が協議し、必要と認められたときは、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

1. 家庭に対する補導連絡
2. 学校に対する補導連絡
3. 職場に対する補導連絡
4. 愛護指導措置